

○三島ホール料金改定表

使用区分			現行	改定後	担当課
ホール (舞台・楽 屋・ホワイエ を含む。)	平日	午 前 9:00から12:00	6,000円	9,000円	生涯学習課
		午 後 13:00から17:00	8,000円	11,000円	
		夜 間 18:00から22:00	10,000円	13,000円	
	土曜日・日 曜日・休日	午 前 9:00から12:00	8,000円	11,000円	
		午 後 13:00から17:00	10,000円	13,000円	
		夜 間 18:00から22:00	12,000円	15,000円	
舞台のみ	平日	午 前 9:00から12:00	2,000円	3,000円	
		午 後 13:00から17:00	2,500円	3,700円	
		夜 間 18:00から22:00	3,000円	4,200円	
	土曜日・日 曜日・休日	午 前 9:00から12:00	2,500円	3,500円	
		午 後 13:00から17:00	3,000円	4,200円	
		夜 間 18:00から22:00	3,500円	4,700円	

○三島ホール料金改定表（続き）

使用区分			現行	改定後	担当課
ホワイエのみ	平日	午前 9:00から12:00	2,000円	3,000円	生涯学習課
		午後 13:00から17:00	2,500円	3,700円	
		夜間 18:00から22:00	3,000円	4,200円	
	土曜日・日曜日・休日	午前 9:00から12:00	2,500円	3,500円	
		午後 13:00から17:00	3,000円	4,200円	
		夜間 18:00から22:00	3,500円	4,700円	
楽屋のみ	平日	午前 9:00から12:00	400円	600円	
		午後 13:00から17:00	500円	700円	
		夜間 18:00から22:00	600円	800円	
	土曜日・日曜日・休日	午前 9:00から12:00	500円	700円	
		午後 13:00から17:00	600円	900円	
		夜間 18:00から22:00	700円	1,000円	

- (1) 那須塩原市以外に居住する者が利用する場合の使用料は1.5倍
- (2) 入場料を徴収する場合
 - ①入場料の最高額が1,000円未満の場合の使用料は1.3倍
 - ②入場料の最高額が1,000円以上3,000円未満の場合の使用料は1.6倍
 - ③入場料の最高額が3,000円以上の場合の使用料は2倍
- (3) 利用目的が商業宣伝、営業その他これらに類する場合の使用料は2倍
- (4) 練習及び準備のために使用する場合の使用料は0.5倍
- (5) 許可を受けた時間帯を超えて使用する場合の使用料は、最終利用時間帯の使用料（1時間あたり）の1.5倍

※冷暖房使用料については廃止

○減免基準

※減免基準については、那須塩原市文化会館条例施行規則の改正後に公表します。

現行	改定後
<p>◆ 免除</p> <p>(1) 市又は指定管理者が直接利用する場合</p> <p>(2) その他特に教育委員会が認めた場合</p> <p>◆ 2分の1減免 (入場料その他これに類するものを徴収しないときに限る。)</p> <p>(1) 市以外が設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び第39条の2に規定する幼保連携型認定こども園（以下「学校等」という。）が利用する場合</p> <p>(2) その他特に教育委員会が認めた場合</p> <p>◆ 3分の1減免 (入場料その他これに類するものを徴収しないときに限る。)</p> <p>(1) 官公署、社会教育関係団体、学校等の関係団体又は社会福祉関係団体はその目的のために利用する場合</p> <p>(2) その他特に教育委員会が認めた場合</p>	<p>◆ 免除</p> <p>(1) 市、教育委員会又は指定管理者が直接利用する場合</p> <p>(2) その他特に教育委員会が認めた場合</p> <p>◆ 2分の1減額 (入場料その他これに類するものを徴収しないときに限る。)</p> <p>(1) 市以外が設置する市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所（以下「学校等」という。）が利用する場合</p> <p>(2) 市内の社会教育地域団体、学校等の関係団体、社会福祉地域団体、地域コミュニティ団体又は文化芸術振興団体はその目的のために利用する場合</p> <p>(3) その他特に教育委員会が認めた場合</p>